

建設局緊急修繕請負業者登録実施要領

(目的)

第1条 本要領は、建設局が発注する修繕請負契約において、業者選定の公平性並びに公正性を確保するとともに請負契約締結の円滑化に資するため、建設局緊急修繕請負業者リストへの事前登録を行うにあたり必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 建設局が発注する建物修繕及び備品修繕でかつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に規定する「緊急の必要により競争入札に付することができない」修繕請負契約に適用する。

(登録申請及び資格)

第3条 本要領に基づき登録を希望する者は、建設局緊急修繕請負業者登録申請書（兼誓約書）を建設局総務部経理課（調達）まで提出しなければならない。

(登録の決定)

第4条 前条に定める申請があったときは、経理課において審査を行い、登録の可否について決定するものとし、申請者に対して結果を通知する。

2 前項の規定により登録が決定した者は、当該申請を受理した日の属する月の翌月に登録を行う。

(契約相手方の選定)

第5条 緊急修繕の受注者は、本要領に規定する建設局緊急修繕請負業者リストに登録している者の中から、案件ごとに修繕内容に応じた種目の登録順序に従って決定する。ただし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けているものを除く。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、建設局長がこれを決定する。

附則

1 本要領は、平成26年3月7日から施行する。

附則

1 本要領は、平成29年3月6日から施行する。